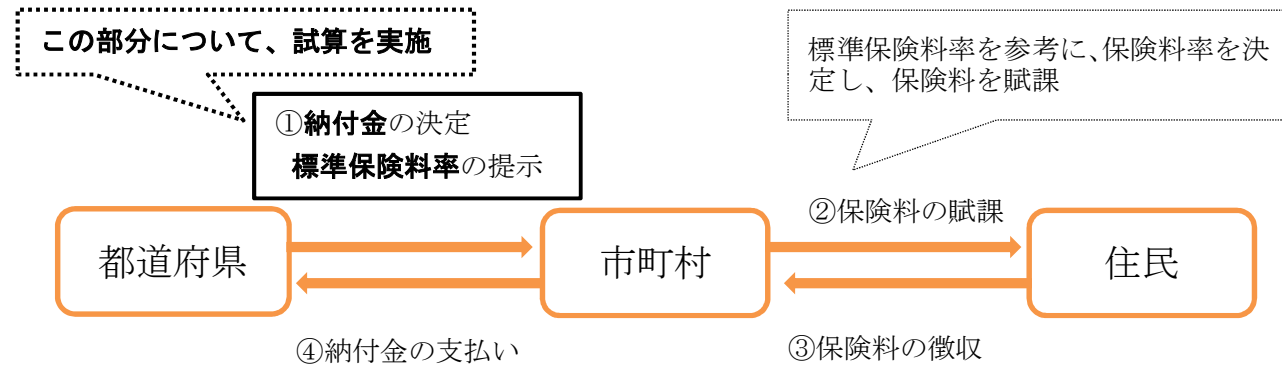


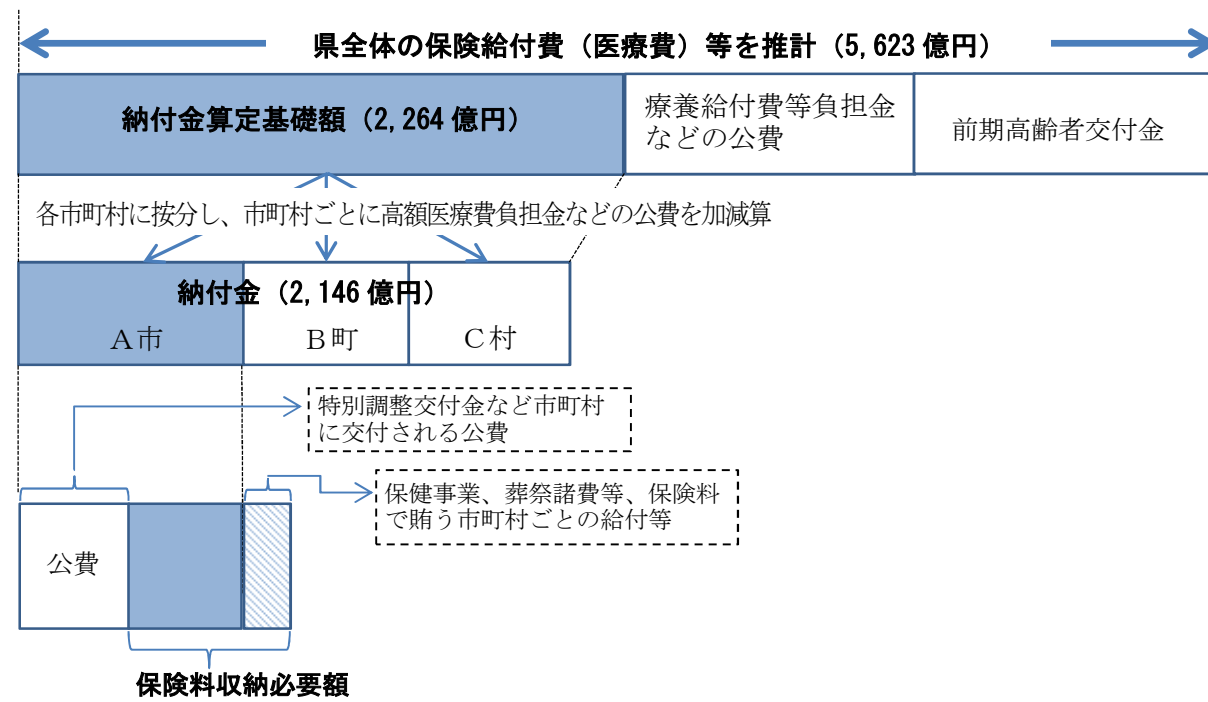
国民健康保険事業費納付金等の算定について

1 納付金等の概要

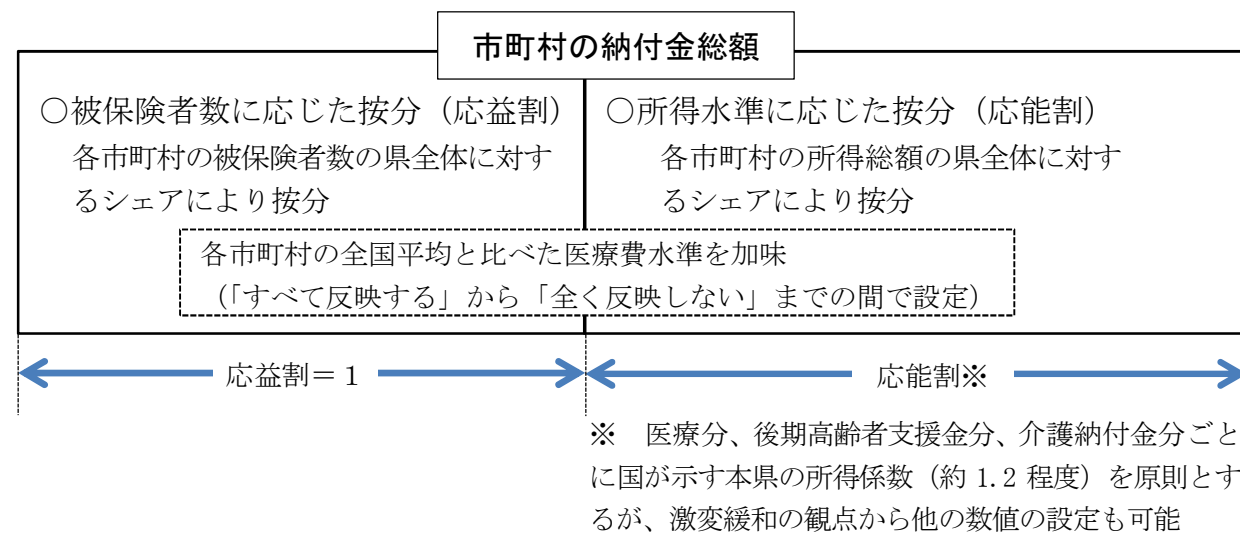


2 市町村ごとの納付金額の算出の考え方

(1) 納付金と保険料の考え方 (金額は9月試算ベース)



(2) 市町村ごとの納付金の按分方法



3 9月に実施した試算結果について

(1) 試算の前提

- 平成29年度に新制度を導入すると仮定した場合の納付金額等を試算
- 平成30年度から拡充される国の財政支援約1,700億円のうち、約1,200億円(本県分約97億円)を反映
- 平成27年度実績との変動を少なくするため、医療費水準をすべて反映し、応益割: 応能割を1:1として試算

(2) 激変緩和措置について

新制度導入に伴う被保険者の保険料負担の急増を回避するため、激変緩和措置の試算を行った。

- 激変緩和措置については、市町村ごとの納付金額をベースに実施
- 納付金額を被保険者数で除した1人あたり納付金額を平成27年度と比較し、増加率の上限を医療給付費等の自然増(27年度→29年度 105.18%(単年 102.56%))までとして試算

・市町村ごとの1人あたり納付金額の比較 (単位:円)

市町村名	平成27年度 1人あたり納付金額	今回試算結果				
		激変緩和措置前		激変緩和措置後		
		1人あたり納付金額	対27年度伸び率	1人あたり納付金額	対27年度伸び率	
名古屋市	138,791	133,246	96.00%	134,628	97.00%	
中核市	豊橋市	128,129	121,837	95.09%	123,135	96.10%
	岡崎市	129,413	128,650	99.41%	130,013	100.46%
	豊田市	122,999	134,904	109.68%	129,369	105.18%
一般市	124,077	130,285	105.00%	128,400	103.48%	
町村	125,426	133,649	106.56%	130,084	103.71%	
県平均	128,813	131,115	101.79%	130,273	101.13%	
対27年度伸び率最大			133.59%	⇒	105.18%	
対27年度伸び率最小			95.09%	⇒	96.10%	

4 平成30年度の納付金等の算定の考え方

平成30年度の納付金等の算定方法については、9月に実施した試算結果を踏まえ、全市町村に対して意見を照会し、その結果をもとに、10月6日に開催した連携会議（県、市町村を代表する17市町村、県国保連合会により構成）で検討を行った。その検討結果を踏まえ、本県としては算定の考え方をまとめ、今後の納付金等の算定作業を進めることとしたい。その主な事項は以下のとおりである。

(1) 保険料水準の統一について

今回の制度改革においては、保険料負担の平準化を将来的に目指していくことが目的の一つに掲げられているが、平成27年度の県内市町村の一人当たり医療費には約1.7倍の格差が生じている。保険料水準の統一を目指す場合には、納付金の算定において、こうした医療費水準を全く考慮しないこととなるが、その場合には、医療費水準が低い市町村の保険料負担が大きく増加するといった問題が生じる。

こうしたことから、当面は保険料水準の統一は困難と考えられるため、納付金の算定においては市町村ごとの医療費水準を全て反映する。

(2) 激変緩和措置について

平成30年度以降は、県全体で必要とされる納付金額を、被保険者数や所得水準、医療費水準等に応じて各市町村が負担することになるため、新制度移行の前後で比較すると、市町村ごとに負担額の増減が生じる。

こうした状況を緩和するためには、負担が大きく増加する市町村の納付金額を抑える必要があるが、その財源を確保するためには、緩和措置の対象とならない市町村の納付金額を増加させる必要がある。

また、新制度に円滑に移行していくためには、制度改正の影響による被保険者の保険料負担の増加を抑制することが重要であるが、納付金額の増加については、自然増を超える部分が制度改正に起因するものと考えられる。

こうした点を踏まえ、平成30年度における激変緩和措置としては、被保険者1人当たりの納付金額を平成28年度と比較し、増加率を医療給付費等の自然増までに抑えることとする。

(3) 納付金の算定における応益・応能の割合について

納付金の算定における応能分の割合については、本県の所得水準を示すものとして国が示す所得係数を用いる。

応益：応能割合＝1：1.2程度（具体的数値は毎年国が示す）

